

基本となる4つの補償内容(共済金の支払額)

1 火災等の補償内容／火災共済金の支払額

具体的支払例は、4頁参照▶



※マンション等の同一の建物の上層階に居住する者(共済契約者・被共済者を除く。)の住宅(共用部分の給排水管等は除く。)のいっ水により生じた水漏れで、部屋や動産が水浸しになるなどの損害を受けたときに補償します。上層階に居住する者からの損害賠償で損害額の補償が満たされなかった場合、差額をお支払します。ただし、自身が居住する住宅の水漏れにより階下へ損害を及ぼしたときは、補償しません。

火災共済金の最高限度額		火災共済金の支払額	
(共済金額 建物:4,000万円、動産:2,000万円の場合)			
建物	4,000万円	支払額＝損害額(支払額は共済金額の限度内です)	
動産	2,000万円	損害額において、建物の損傷額がその建物の再取得価額の70%以上又は動産の損害額がその動産全体の再取得価額の80%以上のときは、ご契約されている共済金額をお支払します。◆物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の5%が上限で、共済金に加えてお支払します。	

※ 動産は、建物や四方が壁で囲まれた物置等に収容されている動産が補償の対象です。

2 災害等の補償内容／災害共済金の支払額

具体的支払例は、5頁参照▶



※建物外部の損傷が原因ではなく、防水機能の劣化、排水口(管)の詰まり、排水能力を超えたこと(オーバーフロー)による「雨水の浸入」や浸水原因が不明な「雨漏り損害」、雪による「すが漏れ」、凍害、窓や戸からの雨風の「吹き込み損害」は補償しません。なお、「すが漏れ」とは、「屋根裏の暖かい空気によって解けた雪が軒先の冷気により凍り、その水が融雪水をせき止め、せき止められた水が長く留まることにより、雨漏りの原因となる」ものをいいます。※床下浸水により建物自体に損害がない場合、床下に流入した漂流物(流入した草木や泥など)の撤去、床下の清掃等の費用は補償しません。

災害共済金の最高限度額		災害共済金の支払額	
(共済金額 建物:4,000万円、動産:2,000万円の場合)			
建物	2,800万円	①損害額÷再取得価額＝損害率→認定の基準→支払率	
動産	1,400万円	②支払額＝共済金額×認定の基準に応じた支払率(支払額は損害額が限度です)	
支払額は上の計算式で算定されることから、損害額を全額補償できない場合があります。			

※ 動産は、建物や四方が壁で囲まれた物置等に収容されている動産が補償の対象です。

損害の程度	損害区分			共済金額に対する支払率
	建物	認定の基準	動産	
全損	損害額が再取得価額の70%以上	1階天井まで達した場合	損害額が再取得価額の80%以上	70.0%
大規模半損	// 50%以上 70%未満	床上1m以上	// 60%以上 80%未満	36.0%
半損	// 40%以上 50%未満	床上30cm以上	// 50%以上 60%未満	18.0%
	// 20%以上 40%未満	床上以上	// 30%以上 50%未満	10.0%
一部損	// 15%以上 20%未満	/	// 20%以上 30%未満	6.0%
	// 10%以上 15%未満		// 10%以上 20%未満	3.6%
	// 5%以上 10%未満		// 5%以上 10%未満	2.4%
	// 5%未満		床上まで達しない	// 5%未満

◆ 物置・車庫等の支払額は、建物の共済金額の1.4%が上限で、共済金に加えてお支払します。

3 地震等の補償内容／地震共済金の支払額

具体的支払例は、6頁参照▶



30%コースのご注意
30%コースは物置・車庫等を除く建物100万円以上又は動産100万円以上の損害額が発生したときに支払の対象となります。建物と動産の損害額を合わせて100万円以上ではありません。

地震共済金の最高限度額		地震共済金の支払額	
(共済金額 建物:4,000万円、動産:2,000万円の場合)			
● 30%コース	建物 1,200万円 動産 600万円	①損害額÷再取得価額＝損害率→認定の基準→支払率	
● 20%コース	建物 800万円 動産 400万円	②支払額＝共済金額×認定の基準に応じたコースごとの支払率(支払額は損害額が限度です)	
支払額は上の計算式で算定されることから、損害額を全額補償できない場合があります。建物自体に損害(30%コースは建物の損害額が100万円以上)がない場合、物置・車庫等のみの損害は補償しません。			

※ 動産は、建物や四方が壁で囲まれた物置等に収容されている動産が補償の対象です。

損害の程度	損害区分			共済金額に対する支払率	
	建物	認定の基準	動産	30%コース	20%コース
全損	損害額が再取得価額の70%以上	1階天井まで達した場合	損害額が再取得価額の80%以上	30.0%	20.0%
大規模半損	// 50%以上 70%未満	床上1m以上	// 60%以上 80%未満	18.0%	12.0%
半損	// 20%以上 50%未満	床上以上	// 30%以上 60%未満	9.0%	6.0%
一部損	// 5%未満	床上まで達しない	// 30%未満	1.8%	1.2%

◆ 物置・車庫等の支払額は、30%コースは建物の共済金額の0.6%、20%コースは建物の共済金額の0.4%が上限で、共済金に加えてお支払します。

4 盗難の補償内容／盗難共済金の支払額

具体的支払例は、7頁参照▶



強盗、窃盗 これらの未遂

被共済者が居住する建物内に収容されている被共済者が所有するものが、盗難又は当該盗難に起因して共済の目的物の損傷又は汚損の損害が生じた場合で、かつ被共済者が**盗難の発生日以後60日以内に警察署に被害届を提出し**、強盗、窃盗又はこれらの未遂として受理されたときに、盗難共済金をお支払します。

※詐欺、住居侵入及びその未遂又は器物損壊等として受理された場合は、盗難共済金の請求はできません。

1. 盗難による損害の補償対象となるもの

- (1) 共済の目的物である動産(被共済者が居住する建物から持ち出した動産、物置・車庫等に収容されている動産及び自転車は対象外)
- (2) 通貨・有価証券・印紙・切手
- (3) 被共済者名義の預貯金証書(被共済者が盗取を知った後、直ちに預貯金の金融機関に被害届を提出し、かつ盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金の引出しがあった場合に限り。なお、金融機関で補償されたときは重複しての補償は受けられません。)
- (4) その他上記に掲げるものに類するもの

2. 盗難に起因して発生した損傷又は汚損の補償対象となるもの(建物及び動産)

- (1) 建物(物置・車庫等は除く)
- (2) 動産(被共済者が居住する建物内に収容されているもの)

盗難共済金の最高限度額		盗難共済金の支払額	
建物	80万円	盗難共済金の支払額は、共済金額の2%が上限です。(損害額が限度です。)ただし、通貨等は動産の共済金額の2%を限度としたうち最高20万円まで補償します。	
動産	40万円		

留意事項

- ①盗難にあった品物は、再取得価額で評価します。
- ②通貨・有価証券・印紙・切手その他これらに類するものに係る損害は、1回の共済事故につき、20万円が限度です。
- ③貴金属、宝石、貴重品、書画、骨董、美術品、趣味に供する特殊な用品その他これらに類するもので、1個又は1組の価格が30万円以上のものについては、30万円とみなします。
- ④次に該当するものは支払対象外です。
 - ・建物(建具、附属設備等、物置・車庫等)の盗難。
 - ・盗難による残存物取片付費用、人事異動に伴い動産の一部を移転した場合の盗難。
 - ・建物の外壁の外側に設置された建物の附属設備の盗難による損害。
 - ・物置・車庫等の盗難による損害及び盗難に起因して発生したこれらの損傷又は汚損。
 - ・自転車(屋内・屋外に関係なく)の盗難。
 - ・空家若しくは無人の建物又はこれらの建物に収容されている動産等の盗難によって生じた損害。
 - ・盗難の発生日以後60日以内に覚知すること(警察署に被害届を提出し受理されること)ができなかった盗難によって生じた損害。

その他の補償内容

契約概要

1. 人事異動に伴い動産の一部を移転した場合の補償

人事異動により**官舎や寮**に居住することとなり、動産の一部を移動したが、「新火災共済契約変更申込書(動産移動)」の提出を失念したまま共済事故(盗難による共済事故は対象外)にあった場合、元の住所に契約していた動産の共済金額の**5%**を限度に補償します。支払額は各共済の算出方法によります。

自己都合による転居や官舎・寮以外の一般の賃貸アパート・マンションへの引っ越し、家族全員での引っ越しの場合は、補償対象外です。※この補償については、見直しの対象となっております。

補償例



お願い 人事異動の際の動産移動の手続きを失念した場合にも、一定程度の補償はされますが、万一の場合に十分な補償がされるよう、住居の変更があった場合は、速やかに動産移動の手続きを行ってください。

2. 残存物取片付費用

残存物取片付費用とは、損害を受けた共済の目的物の残存物搬出及び廃材処分に要した費用です。残存物取片付費用は、1回の共済事故につき、共済の目的物の損害額に残存物取片付費用を含めた損害額の**10%**を限度として損害額に含めます。ただし、盗難に伴い発生した残存物取片付費用については支払対象外です。

3. 臨時費用

火災・災害・地震の共済金(物置・車庫等に係る共済金を除く。)が100万円を超える場合は、共済金の支払額の**10%**に相当する額(上限は火災共済金・災害共済金が200万円、30%コースの地震共済金は180万円、20%コースの地震共済金は120万円)を臨時費用として共済金に加えてお支払します。

4. 共済金の内払

全焼、全滅失その他大きな損害の場合は、罹災後の立ち上がり資金のため、共済金の内払として、共済金の支払見込額の**15%**に相当する額(上限300万円)を簡易な手続により、速やかにお支払します。また、損害額の算定や共済金の支払等に時間を要すると判断される場合で組合が必要と認めたとときもお支払します。なお、内払をするのは原則として、他の火災等を補償する保険(共済)契約に加入していない場合に限りです。

5. 損害防止費用

損害の発生及び拡大の防止に必要又は有益であった下記の費用は、損害額に含めます。

- ・消火活動のために消費した消火薬剤等の取得費用
- ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用又は再取得費用
- ・消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に係る費用(人身事故に係る費用・損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものは除きます。)

6. 損害額の算定費用

組合が必要と認められた損害額の算定費用は、損害額に含めます。

共済金及び臨時費用等の端数処理
共済金、残存物取片付費用、臨時費用、損害防止費用及び損害額の算定費用の額を算出するに当たり、1円未満の端数が生じたときは、四捨五入します。